事　務　連　絡
令和８年９月 25 日

各関係団体　御中

厚生労働省医薬局血液対策課
（　公　印　省　略　）

「輸血療法実践ガイド」の再周知について（依頼）

日頃より、血液行政の推進に御協力いただき御礼申し上げます。

「「血液製剤の使用指針」、「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤保管管理マニュアル」の廃止並びに「輸血療法実践ガイド」の周知について」（令和８年３月 24 日付け医薬発 0324 第２号厚生労働省医薬局長通知）（別添１）に記載のとおり、これまで示してきた指針及びマニュアルの内容を整理し、統合した「輸血療法実践ガイド」が作成され、一般社団法人日本輸血・細胞治療学会により公表されました。

つきましては、貴団体におかれましては、当ガイドの内容について御了知の上、血液製剤の適正使用の推進に資するよう、医療機関等の関係者に対する周知に御協力をお願いします。

本件につきましては、薬事審議会血液事業部会令和８年度第１回適正使用調査会（令和８年７月 29 日開催）において、「輸血療法実践ガイド」の医療現場等への周知徹底に関する課題について御意見が示されたことを踏まえ、改めて周知への御協力をお願いするものであり、その趣旨についてもご理解賜りますようお願いいたします。

なお、血液事業に関連する告示、通知等において、「血液製剤の使用指針」、「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤保管管理マニュアル」が引用されている場合は、「輸血療法実践ガイド」を御参照いただきますようお願いします。

【参考】

● 輸血療法実践ガイド
https://yuketsu.jstmct.or.jp/wp-content/uploads/2026/02/c94fb40adf823eac4fe9feb13f6d6c60.pdf

● 一般社団法人日本輸血・細胞治療学会 HP（指針／ガイドライン）
https://yuketsu.jstmct.or.jp/guidelines/

● 「血液製剤の使用指針」及び「輸血療法の実施に関する指針」を引用する主な告示、通知等
- 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成 31 年厚生労働省告示第 49 号。令和６年厚生労働省告示第 153 号一部改正）
- 新たに薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた後天性低フィブリノゲン血症における乾燥人フィブリノゲンの使用に当たっての留意事項について（令和３年９月６日付け薬生薬審発 0906 第６号・薬生安発 0906 第 20 号・薬生血発 0906 第１号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、医薬安全対策課長及び血液対策課長連名通知）
- 血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン（平成 17 年３月。令和４年５月一部改正）
- 特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和８年３月５日付け保医発 0305 第８号厚生労働省保険局医療課長及び歯科医療管理官連名通知）

別添１

医薬発０３２４第２号
令 和 8 年 3 月 24 日

各 都道府県知事 / 保健所設置市長 / 特別区長 殿

厚生労働省医薬局長
（ 公 印 省 略 ）

「血液製剤の使用指針」、「輸血療法の実施に関する指針」及び
「血液製剤保管管理マニュアル」の廃止
並びに「輸血療法実践ガイド」の周知について

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）第３条において基本理念として規定している血液製剤の適正使用の推進については、「「血液製剤の使用指針」の一部改正について」（平成 31 年 3 月 25 日付け薬生発第 0325 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）及び「「輸血療法の実施に関する指針」の一部改正について」（令和２年３月 31 日付け薬生発 0331 第 31 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）がその役割の一部を担ってまいりました。

また、医療機関における総合的な輸血用血液製剤の保管管理体制確立の一助とすることを目的として、平成５年に「血液製剤保管管理マニュアル」を発行し、適正な保管管理が図られてまいりました。

今般、血液製剤の適正使用に関わる科学的知見の集積を踏まえ、令和７年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 医薬品･医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業「科学的エビデンス等に基づき医療環境に応じた適切な輸血療法実施についての研究」において作成した「輸血療法実践ガイド」が一般社団法人日本輸血・細胞治療学会により公表されました。当ガイドは、これまで示してきた指針及びマニュアルの内容を整理し、統合したものです。

貴殿におかれては、当ガイドについて内容をご了知の上、血液製剤の適正使用のために活用いただけるよう、貴管内医療機関に対しての周知にご協力をお願いいたします。

なお、「血液製剤の使用指針」、「輸血療法の実施に関する指針」、「血液製剤保管管理マニュアル」（以下「指針等」という。）については、本通知の発出をもって廃止します。他の通知等において指針等を引用している場合は、当ガイドをご参照ください。

【参考】
輸血療法実践ガイド：
https://yuketsu.jstmct.or.jp/wp-content/uploads/2026/02/c94fb40adf823eac4fe9feb13f6d6c60.pdf
一般社団法人日本輸血・細胞治療学会 HP（指針／ガイドライン）：
https://yuketsu.jstmct.or.jp/guidelines/